

精油定期配送プラン規約

株式会社フレーバーライフ社（以下「当社」という）は、当社精油定期配送プラン規約（以下「本規約」という）を定め、これに基づき、精油定期配送プラン（以下「本サービス」という）を、本サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という）に対して提供する。

（サービスの申込と規約の適用）

第1条 本サービスを利用しようとする者は、当社所定の申込書（以下「申込書」という）に記入および署名または記名押印のうえ、申込書を当社に提出するものとする。

2 当社が申込書を受領することで精油定期配送プラン（以下「本契約」という）は成立し、申込書に記載されているサービス利用期間（以下「サービス利用期間」という）の開始日より、本規約が適用されるものとする。

3 本規約と申込書の定めに相違がある場合、申込書の定めを適用するものとする。

（サービス利用期間）

第2条 サービス利用期間は、申込書にサービス利用期間として記載された期間とする。なお、サービス利用期間終了日の2ヶ月前までに、サービス利用者より当社所定の様式による更新しない旨の通知が当社に到達しない場合には、本契約は1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項にかかわらず、サービス利用者は、2ヶ月前までに当社に通知することにより、本サービスを解約することができる。この場合、次条第2項に定める違約金を支払うものとする。

（サービス利用料）

第3条 月額サービス利用料は申込書記載の金額を適用し、次の各号に挙げるものが含まれるものとする。

- (1) 申込書に記載された精油の費用
- (2) 前号に係る物品の送料
- (3) 本サービスを提供するために必要とされると当社が判断した際に発生する費用

2 サービス利用者の都合により本契約を中途解約する場合は、精油定期配送プラン申込書に記載されている解約手数料をサービス提供期間満了までの期間分を一括で支払うものとする。

（サービス利用料等の支払方法）

第4条 サービス利用者は、サービス利用料その他サービス利用者が当社に支払う金員（以下「サービス利用料等」という）を、申込書に記載された方法により支払うものとする。

（委託）

第5条 当社は、本業務を行うために必要があるときは、当社の裁量により、当社の代わりに第三者（以下「委託先」という）に本業務の全部または一部を再委託することができる。

2 当社は、前項の再委託の条件として、本契約における全ての当社の義務および同意事項を委託先にも遵守させるものとし、委託先の行為が本契約における当社の義務または同意に違反しサービス利用

者に損害が生じたときは、当社は当該委託先と連帯して損害賠償責任を負うものとする。

(当社またはサービス利用者による本契約の解除)

第6条 当社またはサービス利用者は、相手方に下記各号のいずれかの事由が発生したときは、なんらの通知、催告をせず直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めた履行の催告にもかかわらず是正しないとき
- (2) 取引を継続し難い差し押さえ、仮差押、仮処分を受けたとき
- (3) 破産・民事再生・会社更生、特別清算等の申立てがあったとき
- (4) 監督官庁から営業停止、あるいは許可の取り消し処分を受けたとき、または自ら営業停止、解散をしたとき
- (5) 相手方から社会的信用を著しく傷つけられたとき
- (6) 解散、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

(当社による本契約の解除)

第7条 当社は、サービス利用者に下記各号のいずれかの事由が発生したときは、なんらの通知、催告をせず直ちに本契約を解除することができる。

- (1) サービス利用者がレンタル料の支払を遅滞したとき
- (2) サービス利用者が振出した手形、小切手等が不渡り処分を受けたとき
- (3) サービス利用者の業績の悪化等により信用力の著しい低下があったとき、またはこれに影響をおよぼす営業上の重要な変更があったとき
- (4) その他前号に準ずるような債権の保全を必要とする相当の事由が発生したとき

2 前条または前項に基づき本契約が解除されたときは、当社はサービス利用者との一切の契約を同時に解除ことができ、当社は、契約解除により当社に発生した損害をサービス利用者に請求できることとする。

(解除の効力)

第8条 前2条のいずれかに基づいて当社が本契約を解除した場合、サービス利用者は、本契約に基づきサービス利用者が当社に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し、サービス利用者は直ちに現金により当該債務の全額を当社に支払うものとする。この場合、当社はなんらの通知、催告を要せずサービス利用者とは当社間の債権債務につき相殺できるものとする。

(当社の権利)

第9条 当社の責めに帰さないやむを得ない事情により本契約を継続できなくなった場合、本件契約期間中であっても、本契約は当然に終了する。

(トラブルへの対応)

第10条 サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、サービス利用者が第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求を受けて紛争が生じた場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、サービス利用者は、サービス利用者の費用と責任において当該紛争を解決し、当社にいかなる責任も負担

させないものとする。

- 2 前項の当社の責に帰すべき事由によらない紛争に関して当社が第三者から責任を迫られた場合、当社は、当該第三者との紛争を解決するために要した弁護士費用等一切の費用をサービス利用者に請求することができる。

(サービス利用料の変更請求)

第11条 当社は、経済状況の変動その他合理的な理由がある場合には、サービス利用者と協議のうえサービス利用料を変更することができる。

(遅延利息)

第12条 サービス利用者が、本規約に基づく債務の履行を延滞した場合、当社はその完済済みまで、年14.6%の遅延利息を請求できる。

(消費税等の負担)

第13条 消費税及びサービス利用料の振込費用等は、サービス利用者の負担とする。

(通知等)

第14条 本規約に関するサービス利用者に対する通知は、サービス利用者が当社に対して届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックスによる送信、電子メールによる送信を行うものとするほか、当社のホームページ等に掲載することで通知する場合があるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 当社およびサービス利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 当社またはサービス利用者の一方について、本契約の有効期間内に、下記各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は、なんらの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除した当事者は、相手方に対しなんら損害賠償責任を負わないものとする。
- (1) 前項第1号または第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に反する行為をした場合

(管轄)

第16条 本規約について紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡)

第17条 サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第18条 本規約に記載のない事項および本規約の各条項に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、誠意をもって解決を図るものとする。

以上

2021年6月30日制定

2023年4月1日改定

株式会社フレーバーライフ社